

(別紙様式2)(建築)

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 総合運動公園サッカー場

建物種名称: サッカー場クラブハウス

所在地: 利府町森郷内の目南地内

①用途: 観覧場

②延べ面積: 5,948 m²

③階数: 地上3階

④竣工年度 昭和64年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	判定
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目) サッカー場周囲のフェンスが全周囲に渡り錆が発生しています。	B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて修繕について検討してください。	
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 外壁にひび割れが見られます。	B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて修繕について検討してください。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 廊下、事務所等で複数の雨漏れが確認できます。PC板のひび割れやシーリングの切れ目からの雨漏れと思われる、過去に塗膜防水や一部のシーリング取替工事を行っていますが、雨漏れが継続している状態です。	C
	(対策等) 計画的な改修等が望まれます。 廊下、事務所等での雨漏れを改善するには、建物全体の防水の見直しを行う必要があります。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 雨漏りにより天井ボード材が劣化しています。	B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて修繕について検討してください。	
5 - 避難施設等	(指摘項目) 非常用照明に点灯しないもの、蛍光灯が取り外されているものがあります。	D
	(対策等) 火災等の避難時において外部へ誘導するための重要な設備です。点灯試験を行い、未点灯の非常用照明のバッテリー交換又は器具交換が必要です。	
5 - 避難施設等	(指摘項目) 屋外の階段床等のタイルに浮き、ひび割れ、白華現象が見られます。	B
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて修繕について検討してください。	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項	・敷地内のインターロッキング部分に地盤に不陸が見られます。経過観察してください。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

(別紙様式2) (電気)

県有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査対象設備		設置年or 更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、 油・空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外 れ、沈下亀裂)		判定	備考
受変電設備							
高压引込設備	高压引込用負荷開閉器	平成16年	16年	機能低下		C	
	高压引込ケーブル	昭和63年	32年	なし		B	
受変電設備	屋内キュービクル:3面	昭和63年	32年	機能低下		B	
自家発電設備	40kVA	昭和63年	32年	機能低下		B	
直流電源装置							
電灯・動力設備							
電灯分電盤・電灯動力分電盤	6面	昭和63年	32年	機能低下		B	
動力盤・制御盤	1面	昭和63年	32年	機能低下		B	
開閉器盤							
その他							

総括	<p>・構内第1柱に設置された高压引込用負荷開閉器(PAS:柱上気中開閉器)は電力会社との責任分界点に設置された機器で、波及事故等を防止する上でも重要な機器です。設置から16年が経過(メーカー等の推奨は10年)していることから、更新の検討をお願いします。</p> <p>また、合わせて高压引き込みケーブル更新の検討をお願いします。</p>
----	---

その他の特記事項

[判定]

- A 指摘なし:支障なし
- B 要注意:経過観察が必要
- C 要計画改修:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 要是正:・危険防止の観点から早急な対策が必要
 ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

(別紙様式2) (機械)

県有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査対象設備 (重要部位)	有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下, 異音異臭, 腐食, 損傷, 発熱, 漏れ, 基準値外れ, 固定部不良)	判定	備考
空調設備						
熱源機器	ボイラー					
	温水発生機					
	冷温水発生機					
	冷凍機					
	温風炉					
冷却塔						
ポンプ(床置型)						
主要配管						
衛生設備						
受水槽						
高架水槽						
給湯ボイラー(中央式)						
揚水ポンプ						
散水栓ポンプ	有	昭和63年	32年	なし	B	耐用年数超過
主要配管	有	昭和63年	32年	なし	B	耐用年数超過
その他						

総括	特に問題ありませんが、設置から32年経過し耐用年数を超過している状態です。そろそろ不具合が発生してくる時期となりますので機器の動作音や漏水量等に注視し経過観察願います。
----	--

その他の特記事項	
Aグラウンド散水栓は震災により多数箇所から漏水が発生しており、復旧するにはグラウンドの芝を撤去し漏水箇所を復旧する必要があることから、現実的には復旧困難な状況となっている。そのため、その給水系統の先にあるトイレが使用できないことから、使用禁止としているとともに、散水についても他の方法にて行っている状況である。	

【判定】

A 指摘なし:支障なし

B 要注意:経過観察が必要

C 要計画改修:長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 要是正:危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要